

令和7年度 長崎県 デジタル力向上支援事業費補助金 募集要項

○受付期限（3次募集） 令和7年9月30日（火）消印有効

○申請書の郵送先 長崎県経営支援課
デジタル力向上支援事業費補助金事務局
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095（895）2529

○申請書類等の提出方法 郵送のみ（持参での提出は受けません）

※申請の手引きや申請様式は、下記ホームページからダウンロード可能です。

「長崎県ホームページ ⇒ 『経営支援課 7年度デジタル力補助金』で検索」

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/721123.html>

1. 事業の目的

原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者が生産性向上や業務効率化を目指して実施する、デジタルを活用できる人材の育成やIT機器・デジタルツール導入の取組を支援し、賃上げなど労働環境の改善につなげることで、県内経済の振興を図ります。

2. 補助対象者

以下の全ての項目に該当する中小企業者等が対象者となります。

- ① 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること（個人事業主にあつては、県内に居住していること）
- ② 本補助金の交付申請日時点において、創業後1年を経過していること
- ③ 認定支援機関のアドバイス等を受け、計画策定を行うこと
- ④ 職場環境の改善に向けた、次のいずれかの取組を行っていること
 - (ア) 国が推奨する「パートナーシップ構築宣言」を宣言している
 - (イ) 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」に基づく「Nぴか」認証を受けている（申請中を含む）
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者
- ⑥ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者（みなし大企業でない者）
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ⑨ 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。
- ⑩ 県が令和5年度及び令和6年度に実施した、「デジタル力向上支援事業費補助金」「宿泊施設DX人材育成等支援事業費補助金」「水産業デジタル力向上支援費補助金」「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」の交付を受けていないこと。

3. 補助対象経費

ＩＴの活用を通じて生産性向上や業務効率化につながる研修の受講や資格の取得及びこれにより得られた知識等をＩＴ機器やデジタルツールの導入により実践するための経費を対象とし、その内容は下表のとおりです。

費目	内容	補助率等	補助下限	補助上限
人材育成費	<u>・ デジタルに関する講座受講経費</u> （1 講座あたりの経費が 2 万円以上（税抜）かつ受講時間が 10 時間以上の講座） ※本補助金申請の必須条件 <u>・ デジタルに関する資格取得経費</u>	2 / 3 以内	10万円 （人 材 育 成 費 の み の 場 合、下 限 な し）	（i）人材育成費が 5 万円未満（税抜）の場合、50 万円 （ii）人材育成費が 5 万円以上（税抜）の場合、100 万円
導入費	講座受講（上記の講座に限る。）に併せて <u>ＩＴ機器又はデジタルツール等を導入するための経費</u> （導入に付随するコンサルタント費用及び諸経費も含む。）			

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- 契約・講座申込み等から受講や納品、支払いまでの手続きが令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに完了していない取引に係る経費
- 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区別できない経費
- 申請企業（又は個人事業主）が支払いを行っていない経費
- 帳票類の整備に不備がある取引に係る経費
- 現金支払い、商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、他の取引との相殺による決済、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・電子債権等での支払い
- 消費税及び地方消費税
- 振込手数料などの各種手数料
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- その他、県が本補助事業の趣旨に沿わないと判断する経費

4. 事業実施期間

交付決定日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までとします。

5. 申請手続き等

(1) 申請書の郵送先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県経営支援課 デジタル力向上支援事業費補助金事務局 宛

※ 特定記録郵便やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。（持参での提出は受けません）

郵送に併せて、ウェブサイトに掲載している申請様式（エクセルファイル）を、メールに添付して送付してください。

メールアドレス：dx-shien@pref.nagasaki.lg.jp

件名は以下のとおりとしてください。

【申請書（会社名等）】令和7年度デジタル力向上支援事業費補助金

(2) 受付期限（3次募集）

令和7年9月30日（火）消印有効

（期限後に到着した申請は、消印や配達記録の引受日時等で判断します。）

※ 予算額に達した場合は、申請受付を早期に終了することがあります

(3) 提出書類

★ 交付申請チェックリスト

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②デジタル力向上事業計画書（様式第2号）
- ③県税に関し未納がないことを証明する証明書
- ④職場環境の改善に向けた取組を示す書類（「パートナーシップ構築宣言の写し又は「Nぴか」認証書（申請中の場合は「Nぴか」マイページのスクリーンショット）
- ⑤直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の写し（作成していない個人事業主の場合は、直近の確定申告書第一表と第二表の写し）
- ⑥誓約書（様式第3号）
- ⑦受講する人材育成講座の受講時間、受講内容、受講料等が分かる資料
（県が、チラシやHPへ掲載した人材育成講座を受講する場合は、資料の提出は不要）
- ⑧取得、受検を予定している資格等の認定者、資格の内容、受検方法・場所・日時、受検料などが分かる資料

⑨導入するＩＴ機器やデジタルツールの名称、型式、機能、金額等が分かる資料又は見積書の写し

⑩申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

※ 以上のほか、必要に応じ追加資料等の提出をお願いすることがあります。

（４）採択方法

申請内容を審査のうえ、要件を満たすものを採択し、交付決定します。

交付決定は、県から申請者あてに通知します。

6. その他

（１）本募集要項の位置付け

この募集要項やチラシは、補助制度の活用を促進するために、制度や申請に関して最低限把握する必要がある事項を抜粋して、まとめたものです。

申請に際しては、ウェブサイトに掲載している「申請の手引き」「記載例」「よくあるお問い合わせ」「実施要綱」を十分に確認してください。（募集要項等の記載に関わらず、実施要綱・申請の手引きの記載が優先となります）

（２）実績報告

事業完了から１０日以内又は令和８年１月１０日（土）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

（３）事業成果等の確認

翌年度以降、必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

（４）県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から５年間保管してください。

（５）財産の管理等

補助事業により取得した施設、設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も、管理台帳を備えて管理しなければなりません。また、法定耐用年数等として定められている期間は、他用途への転用、貸付、譲渡、交換、担保供与などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を県に返納する必要があることがあります。

【問い合わせ先】

デジタル力向上支援事業費補助金事務局（長崎県経営支援課）

TEL ０９５（８９５）２５２９

メールアドレス dx-shien@pref.nagasaki.lg.jp